

埼玉県税収確保対策推進本部設置要綱

(平成23年9月14日 決 裁)

(平成24年4月1日 一部改正)

(平成25年6月1日 一部改正)

(平成26年6月1日 一部改正)

(平成28年6月1日 一部改正)

(平成30年6月1日 一部改正)

(令和2年6月1日 一部改正)

(令和5年6月1日 一部改正)

(設置目的)

第1条 本県の厳しい財政状況の中、自主財源の中心である県税収入を確保していくことが求められている。このため、公平な徴収という基本方針のもと収入未済額を徹底的に圧縮し、税収確保に努めるとともに、納税率を向上させ県民からの信頼に応えられるよう、税務職員一丸となって税収確保対策に取り組むことを目的として埼玉県税収確保対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(設置期間)

第2条 推進本部の設置期間は、平成23年9月14日から令和8年5月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 推進本部は、目標達成のために必要な税収確保対策を検討し、実施するものとする。

(組織)

第4条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、総務部長の職にある者をもって充て、推進本部を統括する。

3 副本部長は、税務局長の職にある者をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 本部員は、県税事務所長、自動車税事務所長、税務課長及び個人県民税対策課長の職にある者をもって充てる。

5 本部員は、その所属する課所における処理方針の決定及び進行管理を行うとともに、本部長に報告する。

(本部会議)

第5条 推進本部は、所掌事務の処理方針等について審議又は決定するため、会議（以下「本部会議」という。）を開催する。

2 本部会議は、本部長が招集し、会議を主宰する。

(事務局)

第6条 推進本部の事務局は、税務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。